

## 越前宝力丸の上海・

## 川沙漂着について

松浦 章

## 一 はじめに

徳川幕府はいわゆる鎖国政策を実施して、日本人の海外渡航を禁止した。しかし日本近海を渡航していた帆船が海難事故に遭遇して、しばしば海外に漂着している。困難を乗り越えて帰国した外国への漂着者の中には外国事情を日本に伝えている。それらの多くは徳川幕府や各藩の調査記録として残されたが、鎖国社会に於いて広く公開されたものではなかった。江戸時代に海外へ漂流・漂着した者の多くは中国大陸であろう。<sup>90)</sup>本稿で述べる越前の船も中国へ漂着したものである。

## 二 越前宝力丸の上海・川沙漂着

文政十年（道光七年、一八二七）正月三日に長崎港に中国商船が入港した。入港順から前年の干支により戌八番船に登録された。この船の船主は沈綺泉で、財副は鈕梧亭であったが、両者ともに長崎に在留中であつた。<sup>91)</sup>同船には文政九年（道光六、一八二六）九月末に中国へ漂着していた越前国の九人が乗船し帰国したのである。長崎奉行所の調べでは帰国したのは次の人々であつた。

善右衛門（越前国丹生郡海浦、宝力丸沖船頭）、庄平（同郡海浦、水手）、市平（同郡海浦、水手）、孫左衛門（同郡道口浦、水手）、長三郎（同郡道口浦、水手）、利兵衛（同郡道口浦、水手）、藤藏（同郡道口浦、水手）、市左衛門（同郡道口浦、水手）、吉右衛門（能登国羽咋郡大倉寺新村）<sup>92)</sup>

長崎に帰国した際に、キリシタン宗門勧めに会ったか否か等の取り調べに関する記録が長崎奉行所の『犯科帳』第百四冊に見える。同書によれば、帰国の翌日、正月四日に「揚り屋」へ遣わされ、同年九月八日に、越前の

海浦の三人は松平越前守家来の嶋田九郎左衛門に、同道口浦の五名は天領のため庄屋長百姓に、能登の吉右衛門一人は松平加賀守家来の杉村奎平にそれぞれ引き取られている。彼等の漂流に関する記録は多く残されている。

1 「唐山漂流記」(福井県小浜市立図書館酒井家文庫蔵、「八丈島筆記」と合本)。

同書に「右記録文政十丁亥冬、従福井呂華来示、戊子春正月、偶爾謄写」とあり文政十一年戊子(一八二八)正月の書写であり、初期の写本であることが判る。後述の「贈倭国難民詩」は記されている。

2 文政十年九月「越前船宝力丸清国漂着覚書き」石井研堂コレクション『江戸漂流記総集』第四巻、日本評論社、一九九二年九月、所収。「贈倭国難民詩」は見られない。

3 文政十年十月「漂流人報告」『続片響記』巻四、『片響記・続片響記』上、福井県郷土叢書第二集、一九五五年三月、七八六〜七七七頁。本書に拠ったものとして、石橋重吉氏編『越前国四個浦 南清漂流記』福井県図書館、一九四〇年一月。本書の初めに、

「しがきがかり、一本書の内容、二商船と乗組人、三本書の異本、四漂流始末に考察を加えている(一〇頁)。異本に関して福井の生駒正三氏所蔵の「漂流人異国物語」と題する写本と、丹生郡の中島庄三郎氏所蔵の「漂流記(仮称)」の存在を指摘されている。

組人、三本書の異本、四漂流始末に考察を加えている(一〇頁)。異本に関して福井の生駒正三氏所蔵の「漂流人異国物語」と題する写本と、丹生郡の中島庄三郎氏所蔵の「漂流記(仮称)」の存在を指摘されている。

4 文政十年十月「清国漂流記」『海浦船員 清国漂流記 附・ロシア漂流記』南越文化財研究協議会叢書第三集、南越文化財研究協議会、一九五八年一〇月。本書の「はじめに」によれば、南越文化財研究協議会に一九五七年の春に藤井氏が提供された写本を齋藤岩雄が解説されたものである。

5 文政十年十月「大念寺新村吉左右衛門唐国へ漂着一件口書」(『加能漂流譚』一九三八年三月、一九七二年六月復刻、石川県図書館協会)。「贈倭国難民詩」は見られない。

6 松浦静山「甲子夜話統編」巻十三所収の漂流記(平凡社・東洋文庫三六〇、一九七九年八月、二七五〜二八五頁)。「贈倭国難民詩」は見られない。

7 北條大洋氏の「遠く文政年間の事」遭難和船の漂流記―越前四個浦の帆船―乗組員十人 支那に漂着して二十個月日に生還―

(『痴遊雜誌』第四巻二号、一九三八年二月)。本書は北條氏が大正一三年の初夏に郷里の四個浦で調査され、宿浦の三田村氏の「古今日誌」の中の「漂流人口書」によって著されたもの。本書には「贈倭国難民詩」は見られない。

彼等が帰国した際の記録が『続長崎実録大成』巻九、「戊八番船ヨリ越前国能登国之者送來事」に見える。それに彼等の漂流から帰国までの事情の概略は次のようであった。

文政十丁亥年、戊八番沈綺泉船ヨリ、越前領同国丹生郡海浦ノ者三人、同国芝与一右衛門御代官所同郡道口浦ノ者五人、加賀領能州羽咋郡大念寺新村ノ者老人、都合九人送來、此輩越前海浦蓬萊屋庄右衛門船七百石積二十二端帆宝力丸エ、同浦善右衛門沖船頭ニ被雇水主共九人乗組、松前ニテ昆布買請ノ為、去ル戊三月十五日空船ニテ海浦出船、同月二十三日松前着、昆布五百石ヲ買取船積シ、同八月二十八日松前出帆、浪華ヲ志シニ、同九月八日、何国ノ沖トモ不辨、大洋ニテ東風強ク吹出、海上荒レ立、無是非積荷ヲ投

シ、櫓ヲ伐捨、金毘羅神へ祈願シ、流レ

之<sup>(6)</sup>

漂フ処、同月二十九日暁、瀬方へ流レ懸リ、既ニ危殆ニ及テ端船ヲ卸、一同乗移漂ヘリ、時ニ唐国江南省松江府上海縣ノ漁船壹艘乗通、救ヒ乗セラレ、夜ニ至テ人家へ着止宿ス、同十月朔日同所出、松江府ノ内川沙庁エ連行、数日所々ノ官所へ川船ニテ繼送ラレ撫育ヲ請、同十一月十三日浙江省乍浦着、上陸シテ汪氏荷主王宇安仕入店へ差置、日々扶助ニ逢ヒ、且ツ官所ヨリ施物有テ、同月二十九日沈

である。

綺泉ノ船ニ乗組、此時ニ至テ薩州者唐国漂到ノ事通事唐人説話ストイヘドモ、互ニ面会ヲ不遂、同十二月朔日、通商ノ船々都合五艘共一同乍浦致出帆処、追々類船見失ヒ、綺泉ノ船モ風順悪ク、薩州羽鳴漂着、當亥正月三日、當津着船ス、依之例之通吟味畢テ、同年九月八日、松平越前守家士嶋田九郎左衛門、松平加賀守家士杉村全平、芝與一右衛門御代官所丹生郡道口浦庄屋庄屋長百姓等へ夫々引渡被令帰国、猶又在唐荷主護送船主・財福・介抱唐人共エハ先規ノ通現米被褒賜

ある。

彼等が乍浦から帰国する際に、貿易船に乗船させ送還させた中国側の官吏である署浙江巡撫の劉彬士の道光七年（文政一〇、一八二七）正月二十四日付けの奏摺によると、

日本国遭風難夷庄右衛門等九名、漂取至江蘇省松江府属川沙庁海口、於上年十一月十四日、將該難夷庄右衛門等九名、並隨身衣履、護送至嘉興府属平湖縣乍浦

とある。越前の海浦の蓬萊屋庄右衛門の持ち船七〇〇石積み宝力丸は松前で昆布を買っため、文政九年三月十五日に積み荷無く海浦を出帆し、同二十三日に松前に到着した。その後松前でも昆布五百石を購入し、八月二十三日に松前を出帆した。その後、大坂を目指して日本海を南下したが、海難に遭遇して漂流していたところ救済されたのが、長江河口付近であり、上海の漁船によって救助されたのである。

その後、松江府の川沙庁において保護され、さらに浙江省の乍浦に送られて、長崎貿易に來航した貿易船によって長崎に帰国したのである。

その川沙庁は現在では上海市に属している。先の『続長崎実録大成』によると、文政九年（道光六、一八二六）十月初めより十一月上旬まで四十余日にわたって松江府川沙庁で保護され避難生活を送っていたのである。

その川沙庁での四十余日間において彼らにはどのような生活があったのであろうか。その様子を知る記録が彼らの報告から知ることが出来る。

松浦 越前宝力丸の上海・川沙漂着について

口、照例撫恤、賃屋妥為安頓。…有官商

王宇安、前往東洋、辦銅便船、已將難夷

庄右衛門等九名、付塔回國、按名發船、

並在途口糧・塩・菜・銀・米、即於十一

月三十日、開行出口塔情由<sup>(7)</sup>

とある。庄右衛門等九名は江蘇省松江府に属する川沙庁の海岸に漂着したのである。その後、浙江省嘉興府平湖縣乍浦港に送られ、乍浦から日本へ行く貿易船、つまり日本産の銅を輸入するため長崎に行く貿易船の出港まで、日本貿易に関与した官商王宇安の配下の建物で安堵され、上記のように帰国したのである。

## 三 川沙庁における宝力丸乗組員

清代において川沙庁はどのような行政地位にあったのであろうか。その概略を『清史稿』巻五十八、地理志五、江蘇省、松江府の川沙庁によれば<sup>98)</sup>、川沙庁は明代には川沙堡が置かれていた。清代になり乾隆二十四年(宝曆九、一七五九)に川沙海防同知の統治を受けることになり、ついで嘉慶十年(文化二、一八〇五)に上海縣、南匯縣の両地の一部を分けて川沙庁を設置したのである。宝力丸の乗組員が川沙庁に漂着したのは川沙庁が設置されて十年足らずの時期であった。川沙庁が設置され、その統治の長官は「撫民同知」という名の役職であった。

宝力丸乗組員が川沙庁で保護されていた時期は道光七年(文政一〇、一八二七)であった。光緒『川沙庁志』巻七、職官の道光年間(一八二一〜一八五〇)の撫民同知に就任した人物の一覧表によれば、当時の撫民同知は「顧文光、四川鄰縣人付貢、六年署<sup>99)</sup>」とある。顧文光がその任に就いていた。

福井藩の山崎七郎右衛門英常による『続片聲記』四、文政十年(道光七、一八二七)九

月の条によれば、

同(九月)漂流人受取人長崎へ着、同八日漂流人引渡、同十四日長崎表出立<sup>100)</sup>

とあり、続いて十月の条に、

同(十月)十九日漂流人受取人帰着<sup>101)</sup>

とあって、長崎より福井まで一カ月余りで帰国している。それにつづいて「漂流人報告」が記されている。その中に、

川河廳と申所に而殿様の名は川河撫民府顧大老爺と書而見せられ<sup>102)</sup>

と記している。この川河廳は川沙廳の誤写であるが、同地で殿様と見られた顧大老爺とは上記の顧文光その人であることは歴然である。

川沙庁で保護され、後に日本への貿易船が出港する浙江省の乍浦に送られ帰国するが、川沙庁を出発する際に、漂流民は顧文光等から漢詩を贈られている。それが『続片聲記』に載せられている。

## 贈倭国難民詩

此本名詩為爾門被難到川沙所作、爾門拿回日本送、国王看有賞爾門。日本国航海商民、遭風漂失、到我大清国江南松江府

川沙庁撫民庁境内、得漁船相救、至城中

與之通語、彼此不解、幸番夷中有名市平者、稍知書寫、始悉伊等、於大清道光六年九月九日、裝載昆布貨、由日本国出海、至大坂地方鎖售、在船共十人、皆住越前嶋、適遇大風被漂流、幾昼夜、至二十八日、船破裂、一人名永助者、已溺海中、此外九人乘小舟、隨風逐浪、至三十日、遇救得生、余職任地方、勉加撫恤、安頓棲宿、賦詩紀事<sup>103)</sup>

との前文があり、この中で越前の者たちが漂流した経緯並びに乗組員の一人永助が溺死した事情と彼等が川沙庁で救済された理由を述べている。その後、中国側の五人から漂流民に送られた漢詩が記されている。

川沙撫民府

顧文光

蕃船乘風碧海頭、凌波豈計怒濤蚪、三秋爽籟來中土、萬里鄉心憶故會、逐利幾忘身是我、重生應以喜消憂、何如揮三山去、渺渺憑虛不繫舟。

川沙典史金山縣人

李 棣

倭人涉海為蠅頭、小舶飄沈遇怒蚪、三年前犯我土、數千里外救夷會、故鄉自有

傷心慟、異地応無枵腹憂、記取聖朝恩莫大、懷柔替爾覺歸舟。

徽州府績溪縣人

胡志堅

裸衣赤足更鬢頭、悲述番檣付海蚪、小島飄零餘斷梗、長官撫恤慰殘酋、江南木落秋同感、天際心懸我共憂、萬八千程登彼岸、慈雲呵護送歸舟。

予僑居海上二十八年屈指十八寒暑

未歸故里。

松江府南匯縣庠生

姜佑昌

萬千里外唱刀頭、回首茫茫驚碧蚪、飄泊轉欣來上國、別離難望見鄉酋、略知文字能通語、一樣肝腸應結憂、撫恤幸逢賢宰執、為籌衣食覓歸舟。

松江府南匯縣庠生

顧心與

送爾言旋天際頭、布帆無恙臥蚊蚪、仙山縹緲由今路、蓬鳴栖遲憶舊酋、晁監旌旄曾有詔、喬公保障靖無憂、比來小住恩寬大、帝德東軍載滿舟。

喬公名木、前明嘉靖時名臣、築川

沙城、禦倭有功。

とある。これらの詩はまた豊前の儒者伊藤松の『隣交微書』三編卷二、詩文部、清の箇所

に「贈日本漂流民詩并序」顧文光、川沙撫民府を初めとして上記の五名の詩文が掲載されている。<sup>10)</sup>

この漢詩を漂流人に送った顧文光、李樗、胡志堅、姜佑昌、顧心與等のうち顧文光の名は既に撫民同知としてその在任が明らかとなつたが、他の人々についてはどうであつたろうか。光緒『川沙庁志』叙録によれば、道光十六年（一八三六）の条によると、

顧心與 庠生、姜佑昌 庠生、李樗 典吏

とあるように、顧心與、姜佑昌、李樗の三名の名前が確認できる。また、『川沙庁志』巻十、人物志、統伝、国朝によれば、

顧心與 号薊巖、錦江子、諸生。宿学能文、為一郷之望。道光三年、歲祿勸賑不敷、出己資、襄成善举、同知熊伝栗額、以樂善急、公子有庸、善属文、有廉監生、孫德裕郡庠生。

とある。顧心與は學問に通じ郷里の希望の星の如く思われていた。道光三年（文政六、一八二二）の飢饉に際して自己の資産を拠出して救済した。名望家として知られた人物であ

つた。

越前の漂流者等が川沙庁を出発して乍浦に向かう際に、川沙庁の人々から送られた漢詩は、中国側の資料から顧文光、李樗、姜佑昌、顧心與の四人は当時川沙庁に關係する人物であつたことは明らかであつた。

#### 四 小 結

中国の道光六年（文政九、一八二六）に現在の上海市に位置する東シナ海に面した川沙に漂着した越前国丹羽郡、能登国羽咋郡の人々は、設置間もない川沙庁で多くの人々から厚遇を受けたのであつた。その具体的証拠が川沙庁に關係した人々から贈られた「贈倭国難民詩」である。他の漂流記には見られない中国側の關係者の名が複数で知られることである。しかも全員の氏名ではないが、五名中四名の姓名ではあつたが中国側の記録によつて關係者の存在が確認できたことである。このことも、中国への日本人漂流者の記録には見ることが稀な例である。

松浦 越前宝力丸の上海・川沙漂着について

## 〔註〕

- (1) 荒川秀俊編『日本漂流漂着史料』地人書館、一九六二年三月。石井研堂コレクション『江戸漂流記総集』全六巻、日本評論社、一九九二年四月、一九九三年七月。
- (2) 相田洋『近世漂流民と中国』福岡教育大学紀要、第三一巻第二分冊、一九八二年二月。
- (3) 『統長崎実録大成』巻九、『戌八番船ヨリ越前国能登国之者送來事』長崎文献社、一九七四年一月、二八八頁。
- (4) 『犯科帳』第七巻、長崎・犯科帳刊行会、一九六〇年二月、三七八、三七九頁。
- (5) 『統長崎実録大成』二八八頁。
- (6) 『清道光朝外交史料』二『署浙江巡撫劉彬士奏報江蘇送來到之日本国遭風難夷搭船回国日期摺』。『明清史料』庚編第八本、八丁、『兵部』『為内閣抄出浙江巡撫劉彬士奏』移會。
- (8) 『清史稿』第八冊、中華書局、一九七六年七月、一九九四、一九九五頁。
- (9) 光緒五年刊『川沙序志』中国方志叢書・華中地方第一七四号三七八頁。
- (10) 『片鱗記・続片鱗記』上、福井県郷土叢書第二集、一九五五年三月、七八六頁。
- (11) 同書、七九六頁。
- (12) 同書、七九一頁。
- (13) 同書、七九六、七九七頁。
- (14) 同書、七九七頁。
- (15) 伊藤松『隣交微書』(天保十一、一八四〇)刊、影印本、国書刊行会、一九七五年八月、四七六、四九九頁。

(まつら あきら)